

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
島根県隠岐郡西ノ島町

2 構造改革特別区域の名称
誰もが安心して暮らせる西ノ島町特区

3 構造改革特別区域の範囲
島根県隠岐郡西ノ島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

西ノ島町は島根半島の北東約65kmの日本海に浮かぶ隠岐群島の島前に位置し、一島一町を形成している群島型離島であり、隠岐群島では島後に次ぐ規模を有しております。

西ノ島町の人口は昭和25年の7,463人をピークに減少を続け、平成12年の国勢調査では3,804人となり、過去50年間で約半数に減少しています。一方で、高齢化率は36.29%、要支援・要介護認定者312人、身障手帳所持者297人(うち児童3人)、療育手帳所持者30人(うち児童4人)となっており、いずれも増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、平成16年度に障害者プラン(5ヵ年計画)を策定し、地域での共存、社会的自立の促進、バリアフリーの促進、主体性・選択性の尊重と生活の質の向上、サービス提供体制の拡充整備、相談支援機能等の充実、の6項目を基本方針として福祉サービスの充実に取り組んでおります。

町内には高齢者の施設として、通所介護施設、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームが整備され、居宅サービスのメニューも充実しておりますが、障害者への施設サービスについては精神障害者の小規模通所授産施設のみであり、居宅サービスについても精神・知的障害者のグループホーム、身体障害者及び障害児の居宅介護しかありません。また、居宅介護事業所は町内に1箇所が高齢者にも対応しているため、ヘルパー不足によりニーズに対応できていない状況です。

現在、身体障害者については、介護保険法の指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所の相互利用を行っておりますが、知的障害者及び障害児については居宅サービスが不足しているため、在宅での生活が難しく、町外の施設へ行かざるを得ない実情です。家族からは町内に2箇所ある高齢者施設の通所介護事業所利用への要望があがっており、身近なサービス提供体制確立が大きな課題となっております。

5 構造改革特別区域計画の意義

障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行及び障害者の地域生活への移行を目指している障害者施策の動向にも沿ったものとして、今後の日中活動の場の確保、また社会的自立を目指すため、知的障害者及び障害児のデイサービスの利用は重要と考えております。

離島で過疎地という地域環境や利用者数、需要量の変動及び厳しい財政的状况から、知的障害者及び障害児のデイサービス施設を単独で設置することは困難ですが、すでに整備されている身近な施設である介護保険法の指定通所介護事業所を知的障害者及び障害児が利用可能とすることで、家族の精神的・経済的負担の軽減が図れ、この点を解決することができるものと考えております。

また、異なる年齢や障害のある人々との関わりの中から、利用者同士の関係により新たな役割創出、生活や暮らしの広がりが期待でき、事業者においても利用率の向上につながり、施設運営やサービス提供が効果的に行えると考えております。

6 構造改革特別区域計画の目標

西ノ島町は、やすらぎと安心の基盤づくりを目指しており、このため、誰もが地域で「自立」した生活を送ることができるような支援体制を確立することが課題となっております。

そのためには、サービス資源を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた個別支援（ケアマネジメント）を実施し、サービスを必要とする人が誰でも、必要なときに、できるだけ身近なところで、必要とする各種サービスを利用できる環境の整備が不可欠であります。

しかしながら、現在のところデイサービス事業については、65歳未満の身体障害者は介護保険法の指定通所介護事業所の利用が可能ですが、知的障害者及び障害児については利用できない状況にあり、平成15年度からスタートした支援費制度においても、事業者の人員に関する基準により、対象者の少ない地域では、実施が難しい状況にあります。

このような、現行法上相互利用等についての規制のため、知的障害者及び障害児の日中活動の場が限定されていることから、規制の特例により介護保険法の指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受け入れを可能にすることで、知的障害者及び障害児の地域生活を支え、誰もが安心して生活していける地域の実現を図り、また、これにより保健・医療・福祉の総合的なサービス環境の充実を推進してまいります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

そもそも地域とは、障害者も高齢者も一緒に住むことが普通の状況であるにもかかわらず、阻害してきた主な原因は住民お互いの理解不足、偏見など住民意識に起因することが多くなっております。

特別区域認定により、介護保険法の指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受け入れを可能にすることによって、デイサービスを希望する知的障害者及び障害児が身近なところで顔見知りの人とともにサービス利用が実現し、地域社会の人との関わりを持つことができる。これにより、地域の人々が知的障害者と共に生活することに慣れ、理解を深めることにより、暮らしやすい地域へ変革することが期待できます。

さらに、現在町外施設等に入所中の知的障害者及び障害児の在宅生活への移行の可能性が高まり、知的障害者及び障害児が身近な地域で自立した生活を送れる社会形成の足がかりとなるとともに、介護者においても、身体的、精神的な負担が軽減されます。

なお、当初から特例の適用を受けることを想定している事業所における利用見込者数は、知的障害者が2～3人、障害児2～3人であり、月当たり延べ20人の利用が見込まれております。

この特別区域の認定により、事業者としても支援費制度での知的障害者及び障害児デイサービス事業の人員に関する基準の職員配置が不要となり、介護保険の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で職員基準を満たしているか判断すればよいので、職員配置の効率化が可能となり、安定した運営が図られます。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

障害者(児)のケアマネジメント体制の構築

支援費制度の導入に伴い障害者(児)の受付・相談業務のできる専門的な知識を有するケアマネジメント従事者を配置し、生涯にわたって適切な生活支援を実施してまいります。

別紙

1 特定事業の名称

番号 906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、西ノ島町全域を対象とし、特区内の介護保険法の指定通所介護事業所において、当該事業所等の定員の範囲内で、町がデイサービスを提供することが適当と認められた知的障害者及び障害児の受け入れを実施してまいります。

1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称 社会福祉法人 西ノ島福祉会

住所 島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀697

イ デイサービス事業所の名称及び住所

名称 みゆき荘デイサービスセンター（現在定員 25名）

住所 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称 有限会社 坂設備

住所 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2156番地

イ デイサービス事業所の名称及び住所

名称 デイハウス ひより （現在定員 10名）

住所 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2157番地

ウ 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

障害児の受け入れに関しては、適切な処遇を行うため、通所介護事業所が、隠岐の島町にある仁万の里（知的障害児施設）と町内の小規模授

産施設ごさいな（3障害相互利用施設）から技術的支援を受けることとし、職員がそれらの施設における実習・研修等の機会を通じ、必要な資質を向上させます。（講習会及び研修会は定期的実施、個々のケースの技術的指導は随時実施）

5 当該規制の特例措置の内容

（1）規制の特例措置の必要性

西ノ島町は離島に立地する町であり、知的障害者及び障害児デイサービス事業の対象者数が少なく、事業を実施する事業者の参入が難しい地域であることから、より身近な場所で日常生活におけるサービスを受けることを可能とするため、地域にある介護保険法の指定通所介護事業所の活用が必要であります。

（2）要件適合性を認めた根拠

みゆき荘デイサービスセンター

イ 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m^2 以上であること。

9.02 m^2 /人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 225.5 m^2
- ・ 利用者数 25名以内

ロ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・ 生活指導員 1名
- ・ 介護職員 3名
- ・ 機能訓練指導員 1名
- ・ 看護職員 1名

ハ 本特例措置において行う事業はデイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・ 知的障害者及び障害児の利用者数は定員（25人）の範囲内で概ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービス提供に影響はない。

デイハウス ひより

イ 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m^2 以上であること。

5.71 m^2 /人

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積 57.1 m^2
- ・ 利用者数 10名以内

ロ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の合算数で基準を満たしているか判

断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

- ・生活指導員 1名
- ・介護職員 2名
- ・看護職員（機能訓練指導員） 1名

ハ 本特例措置において行う事業はデイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・知的障害者及び障害児の利用者数は定員（10人）の範囲内で概ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービス提供に影響はない。